

「大分県森林づくりボランティア支援センター」施設利用の手引き

平成26年4月1日

大分県農林水産部

森との共生推進室

この手引きは、高尾山自然公園内に県が設置した「大分県森林づくりボランティア支援センター」施設（以下、施設という。）の利用について定める。

1 施設設置の目的

森林ボランティア活動または森林環境教育を実施する団体が、当施設を森林ボランティア活動、森林環境教育の場として利用することで、県民総参加の森林づくりを推進することを目的とする。

2 施設の利用

(1) 利用できる者

- ①大分県が実施する「森林づくりボランティア支援センター事業」の受託者
- ②森との共生推進室長が認めた、森林ボランティア活動または森林環境教育を実施する団体
- ③その他森との共生推進室長が特に認めた者

(2) 利用の申請

- ①施設の利用を希望する団体は、団体調査票（様式1）を提出し、森との共生推進室長の承認を受けるものとする。
- ②施設を利用する者は、森との共生推進室長あてに、年間利用計画書（様式2）を提出するとともに、毎月20日までに翌月の利用申込書（様式3）を提出するものとする。

(3) 利用条件

- ①森林ボランティア活動または森林環境教育に関連した活動を実施すること。
- ②施設利用料金は徴収しない。
- ③利用時間は、「大分県森林づくりボランティア支援センター」の業務時間内（9～17時）で、許可した時間とする。
- ④利用を中止または変更する場合は、直ちに連絡すること。
- ⑤利用後は後片付けを行い、利用前の状態に戻すこと。
- ⑥施設内及びセンターの備品等を破損したり汚した場合は元の状態に戻すこと。
- ⑦施設内またはその周辺で火気を伴う器具等を使用する場合は、あらかじめ森との共生推進室長の承認を得ること。

(4) その他

①施設内における利用者の私物の盗難、利用者が実施する行事等で発生した事故に関して管理者は責任を負わない。

②その他不明な事項については森との共生推進室と協議すること。